

# 「水道基盤強化計画」等による広域連携の推進(イメージ図)

## 水道広域化推進プラン

**【性格：広域化の推進方針及び当面の具体的取組内容】**

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。

※ 平成34年度末までの策定・公表

広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンに移行

相互に反映可能

広域化の記載内容を活用しつつ、充実させることにより策定可能

## 都道府県水道ビジョン

**【性格：50～100年先を視野に入れた将来(当面10年程度)の水道の理想像】**

将来に向けた理想像を設定。

その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示。

広域化

・圏域の区分設定  
・広域化の方向性

耐震化

・実施状況  
・方向性

緊急時対応

・実施状況  
・方向性

水質管理

・実施状況  
・方向性

## 水道基盤強化計画(改正水道法第5条の3)

**【性格：水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画(基本方針(※)に基づき策定)】**

(※) 改正水道法第5条の2に基づき厚生労働大臣が定める水道の基盤を強化するための基本的な方針

水道広域化推進プランにおける広域化の推進方針や当面の具体的内容を踏まえつつ、基本方針に基づき、広域連携に関しては、計画区域を定め、その区域において実施する具体的な連携内容(対象施設や対応策等)を記載するとともに、実現に向けた具体的な整備内容を記載。

圏域①

・構成自治体(A市・B市)  
・連携内容(水道事業の統合等)  
・施設整備内容(連絡管整備事業)

圏域②

・構成自治体(C市・D市)  
・連携内容(管理システムの統合等)  
・施設整備内容(システム整備事業)

.....

圏域⑤

・構成自治体(X市・Y市)  
・連携内容(浄水場の共同設置等)  
・施設整備内容(浄水場整備事業)

都道府県水道ビジョン：都道府県において水道事業が目指すべき方向等を定めた基本的なビジョン(「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて」(平成26年3月19日付け健水発0319第3号厚生労働省健康局水道課長通知))

水道広域化推進プラン：水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針及び当面の具体的取組の内容等を定めた計画(「水道広域化推進プラン」の策定について)(平成31年1月25日付け総財第85号・生食発0125第4号総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

水道基盤強化計画：水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画(基本方針に基づき策定)(改正水道法第5条の3)